特別児童扶養手当認定診断書様式第4号の⑧「発達障害関連症状」、障害児福祉手当診断書様式第8号及び特別障害者手当診断書様式第16号の⑫「発達障害関連症状」について、別添1、3及び4のとおり様式を改訂いたします。特別児童扶養手当においては「重度」・「中度」・「軽度」の3つから、障害児福祉手当及び特別障害者手当においては「最重度」・「重度」・「中度以下」からご選択いただく形式とします。

なお、各程度の基準は以下のとおりです。

また、障害児福祉手当診断書様式第3号について、関節可動域や筋力を記載できるよう別添2のとおり改訂いたします。

## <発達障害関連症状の程度について>

	最重度	重度	中度	軽度
相互的な社会関係の質的 障害	非言語的社会的コミュニケー	非言語的社会的コミュニケー	非言語的社会的コミュニケー	左記以外のもの
	ション技能に極めて著しい障	ション技能に著しい障がいが	ション技能に障がいがあり、	
	がいがあり、重篤な社会的機	あり、支援があっても社会的	適切な支援があっても社会的	
	能障がいが明らかであった	機能障がいが明らかであった	機能障がいがみられたり、対	
	り、対人的相互反応に極めて	り、対人的相互反応に著しい	人的相互反応が困難である場	
	著しい制限がみられる場合	制限がみられる場合	合	
言語コミュニケーション の障害	言語的コミュニケーション技	言語的コミュニケーション技	言語的コミュニケーション技	左記以外のもの
	能に極めて著しい障がいがあ	能に著しい障がいがあり、支	能に障がいがあり、適切な支	
	り、重篤な社会的機能障がい	援があっても社会的機能障が	援があっても同年代と比較し	
	が明らかであったり、同年代	いが明らかであったり、同年	簡単なものに限られる場合	
	と比較し極めて簡単なものに	代と比較し著しく簡単なもの		
	限られる場合	に限られる場合		
限定した常同的で反復的な関心と行動	行動の柔軟性のなさ、変化に	行動の柔軟性のなさ、変化に	行動の柔軟性のなさ、変化に	左記以外のもの
	対処することへの極度の困難	対処することへの困難さ、他	対処することへの難しさ、い	
	さ、他の限局された反復的な	の限局された反復的な行動等	ろいろな活動相互での切り替	
	行動等があり、あらゆる分野	があり、さまざまな状況にお	えの困難さ等があり、機能を	
	においての機能を著しく妨げ	いての機能を妨げている場合	妨げている状況がみられる場	
	ている場合		合	

<sup>※</sup> ADHD 等により「多動性」や「衝動性」がみられる場合は「4 その他」に〇を付し、詳細をご記載ください。